

独占禁止法基本問題懇談会  
第3回議事録

内閣府大臣官房  
独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** それでは、第3回の「独占禁止法基本問題懇談会」を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、全国中小企業団体中央会、日本建設業団体連合会、全国石油商業組合連合会、そして桐蔭横浜大学の郷原信郎教授から御意見を聴取させていただきますたいと思います。

また、前回会合からの積み残しになっております当懇談会の今後の進め方についても、後ほど確認をしたいと思っております。

ヒアリングにつきましては、まず団体のお三方から一通り御意見を承りまして、その後に質疑応答を行いたいと思います。次いで、桐蔭横浜大学の郷原教授からプレゼンテーションをして頂き、その後、質疑応答を行うということにしたいと思っております。

それでは、全国中小企業団体中央会の成宮専務理事から御意見を伺いましょう。

**成宮専務理事** 全国中小企業団体中央会の成宮と申します。

本日は「独占禁止法基本問題懇談会」にお招きをいただき、発言の機会を与えていただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

本日は最初に独占禁止法と中小企業に関する私どもの基本認識について、考え方を述べさせていただきます、その上で独占禁止法の見直し及び運用の強化に関しまして、意見を述べさせていただきますたいと存じます。

まず、独占禁止法と中小企業の関係に係る私どもの基本的な認識についてでございます。

我が国の企業の数で99.7%は中小企業でありまして、しかも製造業出荷額の約5割、卸売業販売額の6割、小売業販売額では8割のウェイトを占めております。また、雇用の7割を支えているのが中小企業であります。

我が国の経済を支える目立たぬ底力であって、雇用の担い手でもある中小企業は、今日に至ってもまだ景気回復を実感できずにいるというのが圧倒的多数であります。このような極めて厳しい状況の中で経営革新を目指し、コストの削減に努め、従業員の雇用を守るため、日夜懸命の努力を続けております。

中小企業のおおよそ470万でして、私ども全国中小企業団体中央会には47都道府県それぞれの都道府県中央会がありますが、その傘下にある中小企業組合を通じて、全国おおよそ300万強、全国の約7割の中小企業者の結集により組織されております。

47都道府県中央会並びに私ども全国中央会の主な任務は、中小企業が1社だけでは不足するさまざまな経営資源を相互に補完をするため、さまざま

まな形の中小企業組合を設立し、力を合わせて新たな事業展開に取り組むということを支援、お手伝いするというところでございます。

御高承のとおり、法律に基づく認可を受けて設立をされました中小企業者の組合は、相互扶助を目的とし、加入脱退が自由で議決権が平等、利益分配の限度が定められているといった、一定の要件を満たします場合には、その行為については独占禁止法が適用されません。

これは中小企業者が大企業と相対して自由競争を行うためには、組織による力の結集を認めることにより中小企業者の公正な経済活動の機会を確保するということが必要だという考え方から導かれたものであると考えております。

このように、中小企業者は大企業に伍して対等に競争をし、生き抜いていかなければなりません。そのためには公正で自由な競争を促進する独占禁止法の枠組みがしっかりと守られ、大企業の横暴を許さない厳格な運用がなされるということが極めて重要であると考えております。

以上が、私ども中小企業団体中央会の独占禁止法と中小企業の関係に関する基本的な認識でございます。

このような基本認識の下、独占禁止法の見直し及び運用の強化に関しまして、若干意見を述べさせていただきます。

平成 16 年度に不当廉売や優越的地位の濫用等の疑義があるとして、公正取引委員会に寄せられた申告件数は 2,607 件。前年に比較して 212 件増加をしております。また景品表示法の事件処理件数も 764 件で、前年度比 110 件の増加となっております。

このようなデータが示しますように、不当廉売、優越的地位の濫用等の行為は激しさを増しているにもかかわらず、公正取引委員会により行われた排除勧告、警告、注意等は、多くの中小企業者が実際の商取引で直面をしております問題のほんのわずかな部分にしか対応できていないのではないかと感じております。

とりわけ不当廉売につきましては、特定の大規模小売業者が常習的に繰り返す事例が後を絶たず、公正取引委員会の注意や勧告が時として、かえって宣伝効果を持ってしまっています。これら業者のいわゆるやり得になっているのが現状でございます。

また、優越的地位の濫用についても、依然として大規模小売業者から中小の納入業者に対して、種々の要請が行われておりまして、納入業者は要請が自己に不利益なものであっても、その要請に応じないと、取引上不利になるので、それを懸念して、受け入れざるを得ないというのが実態でございます。

最近では、不当廉売や優越的地位の濫用による被害は、小売業だけでなく他の業種においても多く見られるようになってきております。

例えば、ある食品の製造メーカーの例でございますが、納入先である全国展開の量販店や地方の中小スーパーから、昨年の消費税の総額表示に際しまして、「特売価格の 〇〇円を維持をしたいから、5%とは言わないまでも3%程度は値引きをしてもらいたい」であったり、「提出してもらった見積書の金額では今後貴社にお願いすることは難しいので、見積書を再提出してください」であったり、あるいは「今後は販促活動にいろいろな形で協力をしてくれるメーカーさんを取引上優先せざるを得ない」など、優越的地位の濫用に該当すると思われる行為を大手を振って、あるいは巧妙な形で行っているということがあります。

また日用品などの卸売業者の例ですが、量販店やホームセンターなどの広域小売店からセンターフィーの天引き、期末協賛金の口頭での強要が行われておりまして、これに応えないと、「ほかにも卸売業者さんというのはいっぱいいらっしゃいますからね」と言われてしまって、取引関係を継続できない状態になるということでございます。

センターフィーと申しますのは、卸売業者が量販店等の各店舗まで配送をしたいと思っても、量販店等の流通センターへの納品を指示される場合、「流通施設が行う各店舗への小分け配送にかかる費用を卸売業者に分担してもらおう」との理由で、納入物品の金額の3%~7.5%程度に当たる額が徴収されることをいいます。このセンターフィーが天引きされた上で、代金支払いがされるという問題がございます。

また、期末協賛金というのは言葉のとおりでして、年1回期末に期間中の取引量に応じた協賛金を依頼されるというものでございます。

結局のところ、これらによって実質的な値引き要請がなされているわけですが、これらは、決して文書に残されるような形で行われることはなく、ほとんどすべて口頭での説明なりお願いという形で事実上、強要されているという実態が広くあるということです。

私どもの会員からは、このような状況や取引実態が一向になくならない現状に対しまして、違反行為による被害が著しく、競争秩序を侵害するものにつきましては文書提出命令の導入や制裁措置を強化してほしいという意見も上がっております。

このような状況や取引実態があるにもかかわらず、公正取引委員会により行われた不当廉売の注意件数は627件、その前年の653件、前々年の1,007件から減少傾向にあります。優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する法的措置件数も8件と、その前の年の7件と同様に非常に少ない

傾向になっております。

これは複雑化、かつ巧妙化している独占禁止法違反行為に対して、公正取引委員会やガイドラインが必ずしも十分的確に対応できていないというこの表われでございまして、早急に体制の整備、ガイドラインの改正等を行っていただく必要があるのではないかと考えております。

また、中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法を厳しく規制する効果的な措置の導入につきまして検討を進めていただき、実施に移していただきたいと思っております。

景品表示法違反行為につきましても、複雑化かつ巧妙化し、1件当たりに要するに処理時間が長期化する傾向にあることから、早急に体制の整備を図っていただく必要があると考えております。

さきの独占禁止法の改正によりまして、不公正な取引方法の違反行為に対しては確定排除措置命令違反に係る法人の刑事罰の罰金額が引き上げられました。また談合、カルテルに対する課徴金の引き上げも行われました。

このように制裁措置としての抑止力が強化されたというところございまして、公正取引委員会におかれましては、厳正で公平、公正な運用に努めていただくことを重ねてお願いをしたいと思います。中小企業者の中には、大企業は摘発を逃れているのではないかと、結局弱いところばかりがねらい撃ちされているのではないかとといったような不満あるいは不信の声もございますので、そのような点についても十分御配慮をいただければと思う次第でございます。

更に犯則調査権限の導入が行われて、国税庁や証券取引等監視委員会のように公正取引委員会が犯則調査権限を持って犯罪事実の立証に必要な証拠を収集し、検察庁への引継ぎが可能となったことによりまして、刑事告発の手続が円滑に行われるように法律が改正されましたので、刑事罰となる行為の禁止規定の実効性を確保していただくよう、適切な運用をお願いしたいと思っております。

また、罰則規定が見直されて、中小企業に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反に対しての法人重課の導入、調査妨害等に対する罰則の引き上げ、両罰規定の導入が行われておりますので、これらの適正な執行をお願いしたいと思っております。

かつては公正取引委員会から勧告が出されて、これに応諾しないときには審判という制度でございました。さきの改正でこの制度が改められて、公正取引委員会が違反行為であると認めた時点で迅速に排除措置命令を出せるということになりましたので、不当廉売、優越的地位の濫用といっ

た、中小企業にとって不当な不利益を与える不公正な取引方法に対する迅速な対応が可能となるということで、迅速かつ厳正な運用を行っていただく必要があるだろうと願っております。

以上のような問題につきましては、私どもは毎年、中小企業団体の代表者が一堂に会して開催をしております中小企業団体全国大会というものがございまして、お手元の資料にも今年の決議の抜粋というのをお配りしておりますけれども、この大会で改善要望を決議をして、関係各方面に要請を行っております。なかなか遅々として改善は進んでおりません。

今年も9月15日に札幌ドームにおいて、8,300名の参加を得て、全国大会を開催いたしまして、中小企業者と中小企業組合等が直面しております主要な要望事項について、決議をいたしました。

この決議については、早速、政府与党に対して、その実現の要請を行っているところでございます。お手元の資料の抜粋、26ページが独禁法に係る問題の部分でございます。

最後に重ねて申し上げますけれども、中小企業者に不当な不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対しまして、国は監視体制を強化するとともに、厳正かつ迅速に対処をしていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、中小企業者が我が国経済の中で活力ある事業主体として活動をしていける公正で自由な競争環境を実現していただきますよう、委員各位の皆様方の御努力をお願いいたしまして、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

先ほど申しましたように、御質問等については、後ほどまとめてお伺いするというようにしたいと思います。

それでは、引き続きまして、日本建設業団体連合会の富士原政策専門部会長、小鷲副会長兼専務理事から御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

**富士原総合企画委員会政策専門部会部会長** 御紹介いただきました、日本建設業団体連合会の富士原でございます。

本日はこのような席で意見を述べさせていただく機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

このたびの独占禁止法の改正を踏まえまして、今後の抜本的な見直しについての意見を申し述べさせていただきたいと存じます。

説明につきましては、お手元にお配りさせていただきましたレジюмеに

沿って進めさせていただきたいと思います。

まず「1 基本的考え方」でございますが、これについて申し上げたいと思います。

独占禁止法は、我が国の経済活動の基本的なルールを定めたものであります。したがって、昨今の経済社会の変化、経済の国際化等を踏まえまして、内外の経済社会の実情にふさわしいものに見直すことに関しましては基本的に賛成でございます。

その際、適正な競争を実現するため、各産業が置かれた市場環境に即したルールを確立すべきだと考えております。また、このたびの独占禁止法改正では、憲法第31条で保障されている適正手続が大幅に後退をしております。欧米にならった民主的な行政手続を確保するよう、見直す必要があると考えております。

「2 建設業と公共調達制度の現状」についてでございます。

「(1) 建設市場の現状」について申し上げますと、まず建設業の許可業者数は平成17年3月末現在におきまして、56万2,661社でございます。このうち資本金10億円以上の企業は1,622社、0.3%にすぎません。ほとんどが中小企業で占められております。

また近年、建設投資は民間工事、公共工事ともに減少いたしました。価格競争が激化していることございまして、企業努力によりコスト削減をしているものの、法人企業統計によりますと、建設業の16年度の売上高営業利益率は1.7%。全産業平均の3.1%に比べて極めて低い水準にございます。建設業の経営は非常に厳しい状況に置かれていると言えます。

なお、大手企業を中心とする日建連57社の平成16年度における売上高営業利益率は2%となっております。

次に「(2) 建設生産の特徴」についてです。建設市場が他の市場と異なるところがございまして、一般的需要者の注文が先行いたしまして、その契約に基づいて個々に建設が行われるという点、そして、目的物が使用されて初めてその品質が評価されるといった特性を有している点でございます。

また、建設生産は1件ごとに品質、価格、法規などを求められるサービスの内容が違ってございまして、建設企業は顧客のこのような異なるさまざまな要求に応じたサービスを提供することで、顧客の信頼を得ることになっております。

このような中で「(3) 公共調達制度の見直しの必要性」という点に関しまして以下申し上げます。

公共調達市場におきましては、諸外国に例を見ないことではありますが、会計法等によりまして、発注者が予定価格を作成し、その範囲内で、原則価格のみによる競争が行われ、受注者が決まることとなっております。このことが入札談合、不良不適格事業者の参入、ダンピング等の問題が生じる大きな要因だと言われております。

このため、私どもが先般の独占禁止法改正において主張いたしましたのは、独占禁止法に違反する行為に対する制裁を強化する前に、公共調達制度の抜本的見直しが不可欠であるということをございました。

これまでも国を中心といたしまして、総合評価落札方式等、技術的要素を加味した入札契約制度の改善が行われております。本年4月1日には公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、価格だけの競争から、技術や品質を含めた競争がより一層促進されることとなりました。今後、これらの円滑な運用に期待しているところでございます。

公共調達制度におきましては、公正取引委員会の「公共調達と競争政策に関する研究会」からも示唆に富む提言がなされております。

また、私どもも日建連、土工協、建築業協会の3団体からは、昨年9月に「公共工事調達制度のあり方に関する提言」を公表させていただきました。全建からは本年8月に「入札・契約制度のあり方について」が提言されておりますが、未だこれが十分に実現されるには至っていないという現状にございます。

次に「(4)重複する制裁」に関してでございます。建設業の事業活動につきましては、建設業法をはじめとします関係法令等によりまして、種々の規制が加えられております。法人の処罰については、これらを含めた総合的な見地から見直しが必要であると考えております。

例えば、独占禁止法違反行為があった場合に、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金、罰金のほかに建設業法では営業停止処分、発注官公庁からは指名停止処分、更に最近では違約金の請求などもなされております。

次に「3 検討に当たっての問題」でございます。独占禁止法の検討に際しまして、基本的な問題と考えられている点について申し上げたいと思います。

今回の改正独占禁止法を概観いたしますと、課徴金の考え方や審査・審判手続の在り方など、経済社会の実情に適合していないもの、制度面の整合性が取られていないものが多々見受けられます。

この際、建設産業のみならず、国内の各産業の実態をよく把握していただくとともに、違法行為防止のための類似の諸制度との整合性も検討され、法制度として納得いくものにするよう強く望むところでございます。



独占禁止法に関する問題につきましては、日本経団連から既に多くの問題が指摘されておりますが、これらの諸点については十分慎重に検討されるよう、お願いしたいと思っております。

また、その指摘と重複するものもございますが、建設業界の立場から検討を要望したい問題を少し申し述べさせていただきます。

まず「(1) 課徴金に係る制度のあり方について」2点申し述べたいと思っております。第1は「イ) 課徴金の算定率の問題」でございます。

課徴金の算定率に係る問題の検討に関連して、制裁措置として課徴金及び刑事罰の枠組みを維持するかどうか、また、課徴金の額を事情に応じ裁量的に決定できるようにするかどうかなどの点は今後検討されるものだと思いますけれども、いずれにしましても、額の算定の前提となる事実認定については正確に把握した上で御判断をいただきたいと思っております。

今回の改正前の課徴金の算定率は不当利得相当額を算定するとの考え方の下に、法人企業統計の利益率を参考に不当利得相当額が定められております。一応の合理性を有していたと思われれます。

一方、今回の改正におきましては、課徴金の性格を「行政上の制裁金」と変更いたしました。その額については、わずか40件余りの過去のカルテル、入札談合事件において公正取引委員会が審査を開始した後の言わば異常な事態における下落率を基に業種、規模の区別なく単純平均して不当利得を推計したものを課徴金算定率引き上げの根拠としております。

しかしながら、このような下落率が通常の価格形成の実態を果たして適切に反映しているのかどうか、大いに疑問であります。また「行政上の制裁金」に性格を変えたということであれば、業種別、規模別に課徴金の率に差を付けるということに合理的な理由がなくなるはずではないかと考えているわけでありませう。

第2は「ロ) 他の制裁措置を含めた総合的な制度設計の必要性」についてでございます。

課徴金と他の制裁措置との調整の問題、すなわち独占禁止法違反行為を行った場合、金銭的な制裁として課徴金、罰金、損害賠償としての違約金を重ねて徴収されるという問題についてです。

まず課徴金と罰金との問題でございます。今回の改正では課徴金を「行政上の制裁」と位置づけるに際しまして、罰金が同時に科された場合、論理的な根拠が示されないまま、罰金額の2分の1を課徴金から減額することにより問題の解決が図られたとなっております。しかし、併科の在り方を改めて検討する必要があるのではないかと考えております。

その場合、日本経団連から提案されておりますように、法人に対する制裁

は課徴金に一本化するか、または、課徴金と刑事罰が併存するものであれば、両者を選択的に適用するといったことの御検討をしていただく必要があると考えております。

次に、公共調達における違約金との調整でございます。公共調達市場におきましては、ここ数年、国、地方公共団体、公団等の多くの発注者は損害賠償の予約ということで、契約額の10%～30%の違約金を徴収することとしております。この違約金につきましては、不当利得の枠を超え、制裁の要素も含んだものとなっており、独占禁止法上の制裁金を算定する場合は、これらの事情を考慮して制裁金を柔軟に加減算する仕組みとすることが、制度の公平性の観点からも必要ではないかと考えております。

次に「(2) 審査・審判手続きのあり方について」、申し上げたいと思っております。

まず改正前の審査・審判手続では、違反行為があった場合には事業者に対して勧告を行い、事業者がこれを応諾した場合には勧告審決し、応諾しない場合は審判手続が開始され、審判審決で決着を付けるといったように審判を事前手続と位置づけております。

しかしながら、今回の改正におきましては、公正取引委員会から事業者に対する事前の通知と報告がなされ、事業者から意見を聴取した上で排除措置命令を出し、これに不服がある場合に事業者は事業者審判を請求するという制度、すなわち審判は事後手続に改められております。

また、審判を事後手続とした場合、審判における立証責任を事業者側に求めるなど、現行の審査・審判手続から大幅に変更されております。

こういった中で、事業者に対し、違法行為をやめること、違法行為を行うための手段を破棄すること、違法行為をやめたことを発注者などに周知徹底すること等を命ずる行政処分である排除措置命令が出されます。つまり、今回の法改正は、事業者に対してこのような負担をかけるものであるにもかかわらず、命令を発するに際しまして、具体的な違反事実及びそれを裏づける十分な証拠を提示することとなっております。

さらに、公正取引委員会が行う命令の内容、認定した事実等の説明も全案件について行うこととなっております。事業者には意見申述の機会を与えられておりますけれども、それも従前のように審判という公開の場ではなく、公正取引委員会事務総局に対して申述できるのみで、その結果の取扱いも明確ではございません。

望ましい審判手続の適正化の見地からは、次のような視点が非常に重要であろうと思っております。

独占禁止法につきましては、規制規定が抽象的でございますし、規制対

象で広範であります。複雑な競争関係の行為を規制するため、事実を正確に把握し、実態に即して規制を行うことが本来必要であります。

また、今回の改正において、制裁の強化が図られるとともに、公正取引委員会の権限が強化されております。そのため、より一層の適正手続を確保する制度設計が重要であります。

審判手続を前提とするのであれば、公正取引委員会は準司法機関としての体制をより一層厳格に整備する必要があると考えます。

このような見地から、次のような点について、具体的な検討をしていただきたいと思っております。

第1の案は、改正前の独禁法で定めていたとおり、審判の場で双方の意見具申、意見陳述、証拠の提出を経て、審決の後に排除措置命令を行うような事前審判制度に戻すということです。

もし戻せないものであれば、審判手続につきましても、改正前または改正後の独禁法のいずれの場合も事実の調査、審査を行う検察官役の審査官、審判を行う裁判官役の審判官が公正取引委員会事務総局の職員であり、いずれの最終決定権者も同じ公正取引委員会の委員である。身内の集めた証拠を持って、予断を持った上で審判に当たるといった問題を有しているのではないかと思います。

したがって、第2の案としては、処分をめぐっての争いは審判の手続を経ることなく、地方裁判所で行うように改正していただきたい。

仮に第1及び第2の改正ができずに、改正法に基づく審査・審判制度を維持するということでありましたら、次善の策として、最低限次のような審査・審判下におけるファイアウォールを明確に設けていただきたいと思っております。

まず1番は、審判官は法曹資格者に限定するといった、資格の厳格化を図る。

審判における立証責任は審査官が負うことを制度上明確にする。

処分の事前通知の段階で、認定事実の十分な説明。それを裏づけるすべての証拠の提出。それらに対する事業者からの反論について公にするなど、事前手続の充実を図っていただきたい。

そして、審査官と審判官の人事を別系統としていく。こういったファイアウォールを明確にしていきたいと思っております。

最後に「(3)ダンピングを適切に排除できる規定の整備」についてでございます。現行の独占禁止法ではダンピングが禁止されているにもかかわらず、排除勧告等の法の適用はほとんど皆無に近い状況でございます。今回、独占禁止法体系の全体を見直すに当たりまして、私的独占及び不当

な取引制限と並んで、独占禁止法の三本柱の1つである、不公正な取引方法及び特に公共工事におけるダンピングについて、適切に取り締まることのできるような制度改正を行うように御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、全国石油商業組合連合会の河本副会長・専務理事から御意見を伺います。よろしく願いいたします。

**河本副会長** 御紹介をいただきました、全国石油商業組合連合会の副会長の河本でございます。本日はどうもこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料はお手元でございますが、「不公正な取引方法の違反に対する制裁的措置の必要性について」という資料でございます。

まず、「1 石油販売業者の実態」でございます。御存じのように石油販売業界は10年前に自由化されまして、規制する業法はほとんどございません。最後の砦は独禁法以外ないということでございます。

なお、本日は、参考資料として、3つの資料をお手元に配布させていただきました。

1つは、去年9月に、公正取引委員会で行った「流通実態調査報告書」でございます。

2つ目は、私どもでアメリカ及びヨーロッパに関して、不公正な取引規制の運用実態ということで、松下満雄先生をお願いいたしまして、いろいろ調査していただきました。アメリカの州法やヨーロッパのいろんな諸制度につきまして勉強させていただきました。そのときの報告書でございます。

3つ目は、それなりに努力をいたしまして、「石油流通における不公正取引規制の抜本的強化に向けて」と題しましてまとめました提言書でございます。こちらにつきましては、また後ほどでゆっくり見ていただければ大変ありがたいと思います。

我々の業界としては、いろいろ問題があるのですが、「自助努力で解決できるような環境整備をしていただきたい」ということが基本的なお願いでございます。

説明資料2ページにございますように、石油の流通経路というのは、大きく分けて「系列玉」と「業転玉」の2種類がございます。

例えば、この公取の調査によりますと、大体9割ぐらいが系列玉で残り1割は大手商社その他、いわゆる業転玉であると報告されております。この点がなかなかややこしい問題を生じさせている原因であろうかと思

ます。

3ページを見ていただきますと、ガソリンスタンドの業者の数が出ております。一時期6万件近くあったものが、現在は5万件を切っており、4万8,000件 ぐらいの数でございます。比較して申しますと、郵政民営化で話題になりました郵便局が2万4,000 しかございません。コンビニがあれだけたくさんあって、それでも3万8,000 しかありません。それより1万ぐらい多いというイメージで見ていただければということでございます。

その次の4ページ目、経営実態についてでございます。資本金が1,000万円以下の、いわゆる零細事業者が75%を占めております。このうち半分が赤字経営ということになっております。この点を、独禁法でお願いしたいことになるわけでございます。

5ページ目、経済産業省が発表しております調査結果を掲載してございますが、これによりますとガソリンの値段は今、毎月どんどん上がっております。これは皆様方は実感されていると思いますが、消費者向けガソリンの転嫁率は3月から11円上がっております。事業者向けガソリンは、11円45銭上がっております、その転嫁率は7割5分～8割でございます。

一方で、資料中参考7に「石油主要元売6社の営業利益」がありますが、これによると、例えば、平成16年度の営業利益を見ますと6,000億あるわけです。これは6,000億あるから随分もうかっておりますねということなのですが、現実にはユーザーと元売との間に立って、要するになかなか転嫁ができないという状況にあるのがガソリン販売業界の実態でございます。

「何でそうなるんだと。ヨーロッパなどではガソリン価格がどんどん上がっているじゃないか」ということになりませんが、6ページの参考8「SS (Service Station) 決済方法」という表を見ていただきますと、「現金」と「掛け売り」という大きく分けて2種類の方法がありまして、現金で大体4割、掛け売りでも4割少々となっております。「長い間のお付き合いなのに原油が上がったらと言って毎月毎月上げないでくださいよ」または、「もうおじいちゃんの代からのお付き合いじゃないですか」と言われると、「わかりました。では多少まけさせていただきます」という話になってしまい、どうしても価格転嫁ができないというのが実態です。

また、「商標使用許諾契約」という契約がありまして、これは、「あなた当社のブランドを使うのであれば、ほかから仕入れてはいけませんよ」と、「もし仕入れたら看板は取り消しますよ」という契約のことです。これがなかなかしんどくて、いわゆる業転玉の方が安い場合が多いんですけ

れども、これを買ったらだめと言われるわけでありませぬ。

次に「2 ガソリンスタンドにおける競争の実態」です。今、セルフSSが随分出てきております。またホームセンターあるいは大型ショッピングセンターがどんどん出てきております。今、大体1割ぐらいがセルフスタンドということになっております。当然のことながら人がおりませぬので、価格が安くなります。

参考10でございますが、これは神奈川の国道246号線、129号線の厚木、伊勢原、秦野におけるSS設置状況ということでございます。これは平成5年から平成16年の10年間の間にどういう状況になったかということを示してございます。

この地元独立系というのは35SSございましたが、今は15SSと半分以下になっております。減っているのは地元のいわゆるオーナー企業の方たちの系列の人が減っております。元売販売子会社と広域フリートというのは減っていないわけでございます。どんどん地元の独立系の人が減っているという状況であると思っております。皆様、「何でこんなにスタンドが減っているのかな」と思われるかと思っておりますが、これが実態ということでございます。

我々の拠って立つところは独禁法しかありませんので、不当廉売の運用をお願いしておりますが、注意やそれより重い警告を受けた廉売業者が新聞に載りますと、その廉売業者ところへかえって門前市をなすと言いましょるか、公正取引委員会がタダでその安売り店の宣伝をすることになり廉売業者にとっては、「こんなありがたいことはない」ということになっております。

この参考11にございますように、不当廉売の注意件数がだんだん減ってきておりまして、平成12年度は110件あったのが、16年度は30件ということでございます。

資料12ですが、これは栃木県の小山のケースで公正取引委員会が9年ぶりに警告を行ったことについての資料ですが、先ほど申し上げましたように、かえって安売りのPRになってしまっており、罰則なしでは逆効果だという実態にあるわけでございます。

不当廉売のほかに、差別対価の問題があるとよく言われておりますが、これも現実的には「差別している」という事実を立証するのは、なかなか難しい。

ほかに優越的地位の濫用も、「言うは易く、証明は難し」ということが多うございます。

このようなことがございますので、資料12ページにございますよう

に、是非、制裁措置を強化し、やり得にならないように、新聞に載せてPRをしていただかないようにしていただきたいということです。こういうことをやる人たちというのは、もう恥や外聞ありません。ただひたすらお金が損をしたら困るということだけ考えておられる人たちですから、課徴金を課し、損をさせてもらいたいのです。「損をさせる」ことによって、「それはいやだな」と思われるようにさせていただければ、大変ありがたいと考えております。

13 ページは、今年3月の衆議院及び参議院における独禁法改正時の附帯決議でございます。例えば、衆議院で言えば三で「特に中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること」とされております。

次いで四では「不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに」とあり、これはもっと厳しくやってくれということだと思いますが、併せて、差止請求について、文書提出命令、団体訴権など民事訴訟の特例を整備していただくことによって、これらを用いることにより、不当に原価割れをしているか、または、差別対価であるかどうか解明できるしくみを導入していただければありがたいということでございます。

参議院におきましても、同様のようないことが書かれているわけでございます。

私どもは、アメリカでハリケーンのカトリーナが来たところも見ましたが、やはりどうしても車社会ですから、SSへワッと集まることになりません。

阪神大震災のときも、消防法の定めが厳しいお陰で、結局壊れなかったのはガソリンスタンドだけなんです。

新潟の中越地震のときは冬でございました。子どもがとにかくどうしても家の中では寝たくない、しかしながら、寒いので車の中で寝るとなると暖房をかけなければいけません。したがって、ガソリンをたくさん売ってくれというんですけれども、「あなたの他にもお客様はおられるので無理です」などというやりとりがあり、随分とトラブルがありました。つまりは、「いざとなると、やはり石油が必要」ということを感じ持っております。

また、私どもは全国で、駆け込み110番という取り組みを行ってまして、身の危険が迫った子供や道に迷ったお年寄りなどを発見したような場合は、すぐに警察や消防へ連絡できるような体制も全国的に敷いてお

ります。

最近では、どうも大地震が来そうな予感がするわけでございますけれども、そのようなときに帰宅者支援活動、例えば震災があったとき、職場から自宅まで帰るときに途中で水がありトイレがあれば、こんな便利なことはないわけですから、そういうような活動にも取り組んでいきたいと思っております。

普通の小売業ということの違い、どうしても必要なインフラがあるということを是非、御認識いただきたいと思います。

頼るのは独禁法しかございませんので、是非その辺をお願いできればということで、今日はお願いにまいりました。どうもありがとうございました。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

それでは、冒頭に申し上げたように、お三方からそれぞれの業界の関係で御発言をいただきましたので、これからは質疑応答の時間に充てたいと思います。

お三方のプレゼンテーションには共通するところもありましたが、それぞれの業界の特殊事情についての説明もありました。共通する点あるいはそれぞれの、業界に固有の事情についての御質問でも結構でございます。

どうかよろしく願いをいたします。

**金子座長代理** それでは、私の方から共通するところでお聞きしたいと思います。1つは、それぞれの業界において、独禁法を遵守するという方向でどういう努力をされているのかについて伺います。独禁法違反事件については、加害者及び被害者という両方の立場があると思えますけれども、主張された不当廉売の問題については、業界自身の問題でもあると思うのです。

そこで、独占禁止法遵守ということで、業界自体として、どういう対応をなさっているのかという点が1点。

もう一つは、規制措置の厳格化ということを主張されましたが、問題の解決が果たして厳格化ということだけでできるのかどうかという点です。不当廉売の問題、優越的地位の濫用の問題など、これら不公正な取引方法については、不当性の判断基準が明確でないという点もあると思えます。また、業界によってもそれぞれ違いがあると思えます。その辺りのところについて、どういうふうにお考えなのか。

全国中小企業団体中央会は、法整備の問題という点に触れていらっしゃるけれども、その辺りの問題です。

それから、差止請求について触れている団体があったと思えます。それ



それぞれの団体の中では、この差止請求を利用された経験がどの程度あるのでしょうか。

この差止請求については、裁判所で争った例がそれなりにありますけれども、なかなかうまくいかない面があります。いろいろ原因があり得るだろうと思いますけれども、裁判所で争うというためには、何かもっと制度的な工夫も必要なのかなという点もあります。これらの点について、お考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

**塩野座長** まず中小企業団体中央会から。

**成宮専務理事** 私ども中小企業団体は、ある意味では各業種業態のそれぞれの組合等の連合体のような形でございますので、個別個別の業種に特化をした個々の事情をすべてお話をする立場でもないし、また十分把握も必ずしもできていないわけでございますが、私どもの方から申し上げさせていただいたのは、要するに不当廉売、特に優越的地位の濫用に、実際に直面をした場合でも、やはり中小企業者同士の厳しい競争の中での取引をどう拡大あるいは継続をしていくかという中で、日々、営業をしているわけですので、どうしても結果的にかなりの不利益があることを十分わかっていたとしても、それに応じて取引の継続あるいは獲得をするということをしなくてはならないという環境にあるということです。

どうやってこの環境を打ち破るかという、その勇気ある行動が果たして得なのか損なのかというようなことも含めて、日々悩みながら事業をやっているというのが中小企業の業界の多くのところであるわけです。

したがって、我々の申し上げる趣旨としては、今申し上げたことを踏まえ、そういう不公正がなかなか改善されない状態を許さないというか、そういう状態を改善するための制度的な担保が少なくともきちんとしているという状況を是非ともつくり出していく必要があるのではないかと思います。個々の業界それぞれの状況は当然あると思いますけれども、総論的に申し上げますと以上のようなことです。

先ほど例を出しました、私どもの全国大会というところで各業界からの要望を決議するわけでございますが、どういう要望を決議をするのかという事前の議論の中でも、業界ごとに問題に対する立脚点が違う、あるいは温度差があるという中でございますけれども、お手元にお出ししているような中身のことについては、そういった中で大宗の考え方ということで、我々としてこういうことを訴えていきたいと考えているということでございます。

**塩野座長** それぞれの業界の方からありますか。まずは建設業界の方から。

**小鷲副会長** 建設業の方から独禁法の法令遵守についての状況について申し上げますが、一般的にはそれぞれの企業ごとに役員管理者レベルについては役員会や管理職のミーティングの際にそういう趣旨を確認をしておるわけでありませう。

現場の担当者のレベルについても周知の徹底は大事でございますので、これは各社ごとにもやっておりますが、金子先生の御支援を得まして、もう十数年前に財団法人をつくりまして、担当者向けの教育をする機関をつくりまして、そこで年間を通じて教育を行っています。

そのほか、最近では私ども建設業に限らず、産業界一般にコンプライアンスということで法令順守体制づくりにそれぞれ取り組んでおります。担当の役員を決める、あるいは担当の社内窓口を決める、あるいはそういったことを全体的に文章化するなどといった取組みを強化いたしております。

今回大きな法改正がありまして、1月から実施される予定でございます。その趣旨についても十分現場で徹底するようにとということで、これから年末にかけて全国9地区で私どもの関係者、社員を対象に研修会を開催する予定にいたしております。そういういろんな努力をさせていただきます。

以上でございます。

**塩野座長** ありがとうございます。

**河本副会長** 私どもの業界はとにかく消費者あつてのビジネスでございますので、例えば、価格の談合とか、こういうものは絶対にあつてはならないわけでありませう。頼るところが公正取引委員会しかないのに、自ら談合して捕まったのでは話になりませうので、こういうことは絶対にないよように、日ごろからいろんな場で話をしております。

もう一つは、不当廉売の罰則を強化することで問題すべて解決するのかわという質問だと思ひますが、これはおっしゃるとおりでございますが、それだけで解決するということは多分ないと思ひます。これはいろんな構造的な問題、原油価格が上昇している今のような局面におきましては、特にいろんな問題がございます。

中国があれだけ油を飲み込んでおります。次にインドまでくるということでございます。アメリカにおいては、精製設備が足りない。こんな中で、おっしゃるよように不当廉売の罰則強化だけでは、なかなか解決できない問題があると思ひますが、それでも現在いわゆる産業政策といひましようか、個別のエネルギー政策といひるのは、なかなかできにくい状況の中でございますので、何とか独禁法におすがりして少しでも健全な業界にしていきた

いというふうに考えておるところでございます。

差止請求につきましては、結局、原油を輸入して精製にかけて供給できるところは元売しかないわけです。その元売に対しまして、「私は韓国から持ってきます」ということはできません。一方的にいただき、それを売るという業界でございますので、そこに差止請求をするということは、もう商売をやめる、あるいはもうとにかく店をしまうということに等しいわけでございます。現実的には、なかなかできないということございまして、差止請求を提訴した例はございません。

以上でございます。

**塩野座長** ほかの方、どうぞ。

**村田委員** 日本建設業団体連合会さんにお伺いしたい点が2点ございます。1点目は、指名停止措置の問題でございます。中央官公庁の場合には、どのような場合に指名停止を出すかということについて、国土交通省がガイドラインで明確にされていると思います。他方、地方自治体の場合には、指名停止が非常に恣意的になされているのではないかという実感を私自身は持っております。これについて何か追加の御意見があれば、お伺いしたいと思います。

併せまして、一番最後にご指摘のあったダンピングの部分でございますが、これについては、既に、独禁法の中で不当廉売ということで要件も明確になっているわけでございます。しかし、現行の不当廉売の要件としては、原価を著しく下回る価格での供給、継続性、他の事業者の事業活動を困難にさせることの3つの要件が必要とされているわけですが、入札における不当廉売の規制に関して、この要件とは異なる考え方を導入すべきだという趣旨で「ダンピングを適切に排除できる規定の整備」とおっしゃっておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。もし何か具体的なお考えがございましたら、御紹介いただければと思います。

**塩野座長** どうぞよろしく申し上げます。

**小鷲副会長** 最初の指名停止の基準の話でございますが、これは国交省で最近調査をしておりますので、今日たまたま資料を持ってきておりませんので正確なお話はできませんが、おっしゃるように国の方は基準があります。都道府県、政令都市辺りまでは大体基準がはっきりと成文化されているといった状況だったと思います。

ところが、市町村になりますと、委員ご指摘のとおり、必ずしも成文化されていないというところがかなりございます。その点をどのように成文化してもらうかということについて、国交省辺りではいろいろ苦心されているようでございますが、現状におきましては、まだ徹底されていない。

かなり恣意的に運用されているという部分が見受けられます。やはりそこはできるだけしっかりと統一化していただきたいというのが希望でございます。

2点目のダンピングにつきましては、現在の法制をどういうふうに変えるということではなくて、実態として行われております低入札、常識的にはまったく赤字であろうと思われるような入札が横行しているわけですが、これを何とか止めるような手だてを独禁法上講じていただきたいという趣旨でございます。

**塩野座長** 村田さん、よろしゅうございますか。

**村田委員** はい。

**塩野座長** 石井さん、どうぞ。

**石井委員** 私は、商工会議所の立場からお話させていただきます。

商工会議所というのは、90%以上の会社が中小企業からなっているわけでございます。そういう意味では、先ほどの中央会の成宮さんのお話と全く同感でございます。日本の経済がよくなったと言われてはいますが、本当の意味で日本の経済がよくなるには、日本企業の大層を占める中小企業が本当の意味で活力のある、成長力のある企業になって初めてバランスのとれた日本経済の復興があると思います。

そういう中で一番問題になっているのは、国際競争力の問題もありまして、大手企業がコストダウンに専念すると、それにしたがって、資財担当の方は、毎月いわゆる下請とか、その関連企業に対して値引き要求をします。場合によっては、「よその会社はおたくより10%、20%安いよ」、あるいは「海外から買えば30%あるいは50%ぐらい安く物が買える」という話が出てきて、やむを得ず値段を下げていくことになります。このプロセスで、実質的に企業経営が成り立たなくなるために、企業数がどんどん減っていくことになりますので、本当の意味で歯止めというか、独占的、優越的な地位の濫用を阻止しながら、バランスのとれた中小、大企業との間のすみ分けを保つために、罰則も含めて是非検討していただきたいと思っております。

先ほどなかなかうまくいかないという話もありましたが、監視を強くしていただいて、何とかうまくいくようにしていかなければならない。このままでいくと中小企業の数がどんどん減っていき、活力のない日本の経済になってしまうのではないかと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

**増井委員**、どうぞ。

**増井委員** 先ほどのお三方に、独禁法違反の行為があった場合に、公正で自由な競争を確保するという観点からしますと、こういった措置が最も実効性があるといえますか、抑止力があるというふうにお考えかということをお伺いしたいと思います。

公取委が用いることが出来る手段としては、排除措置命令もありますし、罰金の関係もありますし、課徴金もある。これら以外に公取委の関与しないものとして、先ほどから話が出ていますように、指名停止ですとか営業停止ですとか、あるいは違約金がある。違約金の場合には、契約額の10%～30%というような例があるようです。

このように、いろんな措置があるわけですがけれども、法の目的を達成するために、どういう措置が一番有効な措置と思われるのか、ある程度限定した分野にしか言えない、あるいは時期的にこういう場合にはこうだということしか言えないということがあるかもしれませんが、違反行為に対する措置で最も有効と思われるものについて御意見を伺いたいと思います。

**塩野座長** どうぞ。

**河本副会長** 私の方は、恐らく刑法でもないし、独禁法というのは経済法規だということから考えますと、やはり「損をさせる」といえますか、そんなことをやったらもっと損をするんだというのが一番いいのではないかと思うわけです。刑罰を受けると、勲章はもらえませんが、そういうことをやる人は、もう大体勲章なんか欲しい人ではないと思います。軽犯罪法でもだめです。

ですから、そういう場合は、やはり課徴金が一番効くのかなという感じがいたします。ただ、これも法務省とか、法制局もいろいろ大変だと思いますけれども、個人的には課徴金が一番効くかなというふうに考えております。

**塩野座長** 今の課徴金という名前は、罰金ではなくて、とにかくお金を取りなさいということですね。

**河本副会長** そうです。1,000円でも罰金は罰金でございますから。

**塩野座長** 課徴金というと、またいろいろ議論になりますが、要は、「お金を取ればいい」というということですね。

**河本副会長** そうです、「損をさせる」ということです。

**塩野座長** 次に全国中小企業団体中央会から、どうぞ。

**成宮専務理事** 私どもが一番関心があるのは、不当廉売、あるいは優越的地位の濫用といった不公正な取引方法でございます。それぞれ業種、業態によって起きてくる事象の性格も違うでしょうし、業界慣行、あるいは

力関係によっても温度差が大分違ってくるだろうと思いますので、なかなか「一番の有効手段」について指摘することはできません。

ただ、今の優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する制裁措置は、例えばカルテル等と比べた場合には、余りにも手薄、というか弱い。したがって、罪の意識というか、それほど悪いことをやっているという意識がないので、余り明確に意識することのないまま横行しているという状況があります。

その意味では、メニューをいろいろそろえて、こういうことをやればいるんな形での制裁があるんだという体系をきちんと整備をしていくということが、全体として重要なのかなというふうに思います。

**塩野座長** どうぞ。

**小鷲副会長** 建設業から申し上げますと、何が最も効果的かという問いについてのお答えは大変難しいと思うんですが、ただ、私どもの実態を見ますと、建設業ならではの特殊の問題があるのかなというふうに思います。

それは、先ほど私どもで冒頭申し上げましたけれども、事件が起こるのは、官公需だけなんです。民間工事では起こらないんです。なぜそうなるんだろうかということは、やはり官公需の契約の仕方、市場のメカニズムに、おっしゃるような公正で自由な競争に抵触するような要素があるのではなからうかなというふうに思えるわけです。

先ほどから、価格ばかりの競争ではなくて、品質を加味した競争制度に改めてほしいということをお願いしてきて、世の中で大分そちらへ動き始めているんですが、まだ完全に転換し切れていないという状況でございます。私どもにとっては、そこが非常に大きな問題なのかなという認識を持っております。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

**村上委員**、どうぞ。

**村上委員** 今、各団体の方から、文書提出命令についての要件を緩めたりして、差止請求訴訟制度を使いやすくしてほしいという話があったわけですが。確かにそういう文書提出命令の要件などを緩めた場合には、裁判所に行って、事実関係は早く明らかになるという意味で、自力救済の機会は確かに増えるということになると思います。

ただ、逆に事実関係が明らかになった後、例えば、争訟が不当廉売の事件ならば、仕入れ原価を本当に割っているか、割っていないかとかということとともに、どこまで低ければ独禁法違反になるかどうかという基準も明らかになるわけです。どのような行為が独占禁止法に違反するかというのは、個別事案において、裁判所が決めていくという、司法によるルール

づくりという形で、より明白なルールがつくられることにはなりますが、そういうづくり方をする場合には、それは団体側にとっては、自分に都合のいいルールになることもあれば、自分たちの思うとおりにならないルールができる可能性もあるということになります。結果的に、そのようなルールが出来たとしても、それは受け入れるという決意があつての御意見ということによろしいのか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

**河本副会長** それは、おっしゃるとおりであります。

それはちゃんと要求しお願いをしている以上は、やはり村上先生おっしゃるように、覚悟してお願いしているというふうに理解していただければと思います。

**塩野座長** 恐らく、そういうことだろうというふうに思います。どうもありがとうございました。

諸石委員、どうぞ。

**諸石委員** 日本建設業団体連合会にお伺いしたいと思います。

官製談合という言葉が最近よく聞きます。発注者が談合を仕組むというか、それに深く関与して主導するというケースにおきましても、談合が明らかになりますと、その談合をさせた、若しくは仕向けた発注者が違約金を取る、つまり、博打で捕まって、お奉行所に行ったら、賭場の胴元がお奉行さんだった、そしてそのお奉行さんが金を取るという図式があるかと思えます。このような官製談合で、発注者が関与している場合に、発注者が違約金、損害賠償、不当利得を取るということがクリーンハンドの原則からいって問題があるのではないかと思うんですが、その点についてのお考えはいかがでございましょうか。

**小鷲副会長** まず、団体としては例を承知していないものですから、今、直ちにお答えする準備ができていないんですが、おっしゃる意味はよくわかりまして、何だか変だなという感じはあります。むしろ法律の専門家の先生方に、そのような場合、当初の契約における違約金条項が有効なのかどうかという法律的な見解をお伺いしたいなという気もいたします。

**塩野座長** 我々の方でも検討は、行うかと思えます。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それぞれの業界のことに大変興味深いお話を伺いましたが、建設業界の場合は経団連の御意見に即した主張ですが、業界の中での大企業と中小企業の間で、今回の独禁法改正の問題について意見が分かれるといいますか、あるいはニュアンスの置きどころが違うということはございませんか。

**小鷲副会長** 立場が若干違いますものですから、多少のニュアンスの違いはございますが、大きく意見が対立するという問題はございません。

私どもで申し上げましたうち、ダンピングの問題は、どちらかということ中小業者の意見、関心が非常に強い部分でございます。本日は、私ども日建連が呼ばれましたけれども、日建連という団体はいわゆる全国大手の団体でございます、地方を営業エリアとするような事業者は含まれておりませんが、独禁法関係については、連絡を取りながら、意見を調整しながら動いております。ダンピングについてのお願いも、今回は私どもから申し述べてさせていただいたわけでございますが、重点の置きどころの違いはありますけれども、事柄について意見が対立するという問題はないとお考えいただいているのではないかと思います。

**塩野座長** そうですか。この点は、これから我々の方でも議論いたします。

例えば、公正取引のダンピングでの規定の整備と、これを実効性あらしめる、あるいは迅速にそれを差し止めるということと、経団連に即した御意見は、必ずしもうまく結合しないところもありますので、今日はこういう形で御意見を承りましたけれども、また、建設業界、中小の方では異なるお考えもあるんだということでもあれば、資料の追加等の提出をお願いしたいと思います。

それでは、お三方からの意見聴取は、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

引き続きまして、郷原教授からのお話を伺います。

それでは、よろしく願いいたします。

**郷原教授** 桐蔭横浜大学の郷原でございます。

今日は、このような機会を与えていただきましたので、独禁法の制裁措置の問題について、忌憚のない私の意見を述べさせていただきます。

我が国の独占禁止法の制裁措置の問題を考えるに当たって不可欠な視点は、この法律の制定以来、さまざまな経緯によって生じてしまっている「歪み」をいかにして是正するかということではないかと考えております。

独禁法は、制定当初、刑事・民事の司法的措置を法運用の重要な手段とするための多くの特別の規定が設けられましたが、それらは、最終的に中途半端なものに終わってしまいました。詳細については、資料にも書いております引用文献の方をご覧ください。

その後、国際情勢や経済情勢の変化に伴って、独禁法の運用が行政的措置に限定され、かつ、極めて抑制的に行われてきたということで、制裁措置の体系の歪みとか、法の構造と実際の運用との間のねじれが生じてしまったということが言えると思います。

かつての抑制的な運用の時代には、独禁法は言わば経済社会の片隅で細



々と生き長らえていたという時代もあったわけですし、このような時代には独禁法の運用は、違法と判定すると。こういう行為も独禁法には違反するんだという判定を行うことと、そういう独禁法の考え方についての指導・啓蒙を行うことが中心で、違反行為に対して制裁を科すとか、摘発をするという観点は希薄であったと思われます。

それが90年代に入ってから独禁法の運用強化が求められ、制裁なども大幅にレベルが引き上げられる中で、いまだにそういう抑制的な法運用の時代の性格が色濃く残っているのだと思います。それが制度の歪み、法運用の歪みというところに結び付いているのではないかということです。そのために、適正な手続による適正な証拠収集、適正な事実認定の実現が妨げられている原因になっているのではないかと思われます。独禁法の制裁措置の抜本的な改正を基本問題として検討するに当たっては、このような「歪み」、「ねじれ」の是正という視点は、欠くことのできないものであろうと考えられます。

そういう観点からは、先の通常国会で成立した改正法には、なお大きな問題が残されていると思われます。

まず第一に、違反行為に対する制裁は、違反行為が認定されたがゆえに科される不利益の程度が、実質的に見て違反行為の悪質性・重大性に見合ったものであることが必要だと思います。そうすることにより初めて、違反行為者側も、十分に納得することができるわけであり、更に調査への協力なども考慮されることで、合理的、効果的な違反行為抑止が図れるわけであり、

しかし、このような観点で考えますと、今回の改正がそのような制裁を実現したものとは到底言い難いものであります。この点に関して、談合カルテルには、悪質性・重大性の程度の違いなどは、そんなにないんだ、すべて悪質な犯罪だという見方もあり得るかもしれません。

しかし、アメリカのように自由競争ルールが徹底された状況においては、そういう考え方が妥当しても、日本の現状のように競争をめぐる構造がまだら模様の状態では、必ずしも妥当しないわけであり、

カルテルは、その川上、川下の業界の構造に影響されることが多く、状況によっては、誠にやむを得ない状況下でのカルテル・談合もあり得る。一方、先日新聞にも出ておりましたが、見積もり価格で談合して、更に入札で談合するという形で受注価格をつり上げるという悪質極まりない談合もあり得るわけであり、少なくとも我が国においては、制裁の程度に関して、きめ細かな事実認定を行うことが欠かせないと思われます。

制裁を最も広い意味でとらえるとすれば、違反行為を行ったことを理由

として科される不利益がすべて含まれるということになります。これを広義の制裁というとするれば、そのうち違反行為者に不利益を与えることを意図して行われる措置が狭義の制裁。更にその中で、違反者に対する非難として行われる最狭義の制裁と呼ぶことができると思います。

最狭義の制裁のみを制裁と定義して議論することも可能ですが、どのようにして効果的に違法行為を抑止ができるかという制度設計を議論するのであれば、現実に生じている違反行為の抑止効果を含めて考えるのが当然ではないかと思われる。

そういう観点からは、談合事案における指名停止、違約金など、違反事業者に対して、課徴金以上に大きな不利益をもたらしている現実も無視することはできないと思います。

第二に、公取委に専属告発権が与えられているにもかかわらず、刑事事件の証拠収集の権限がないという問題が、今回の改正における犯則調査権限の導入によって、一応は是正されました。

しかし、罰金の2分の1の控除という調整措置まで導入して、課徴金と罰金の併用という枠組みを残した一方で、いかなる事案が刑事罰の対象になるのかということが曖昧なままであるために、犯則調査権限の導入が、かえって公取委の証拠収集の足かせになってしまう可能性もあるのではないかと思われる。告発方針では、極めて抽象的な文言しか示されておりませんで、告発の要否の判断は、事実上、公取委の裁量に委ねられています。

そうすると、不当な取引制限等の罰則の対象になる違反行為というのは、抽象的にはすべて告発の可能性がないとは言えないわけでありまして、調査を受けた事業者側から、そういう強制的な調査は犯則調査権限で令状をとってきてやってくれというような主張が増えるケースも十分に予想されます。

この点、国税当局の犯則調査の場合は、遁脱税額などの客観的な基準を基に告発基準が定められておりまして、しかも、大企業の脱税事案というのは、ほとんど犯則調査権限を用いることなく、重加算税を負荷するのが一般的です。そういう意味では、調査権限のすみ分けは、明確に行われているわけでありまして。

このような枠組みを構築することなく独禁法に犯則調査権限を導入したことで、従来 of 立入検査による証拠収集が制約されて、その分犯則調査権限を用いざるを得ないということになるとは思われますが、果たして直ちに犯則調査権限を使いこなすだけの人員が用意できるのでしょうか。また、従来、公取委の調査において積極的に活用されてきた報告命令という間接

強制による手法も用いることが困難になるわけでありまして、トータルで証拠収集に重大な支障を生じることが懸念されます。

第3に、事前手続の導入、審判前の排除措置命令などを認める審判手続の改正ですが、これには重大な問題があると考えております。

同一の機関が同一の違反行為について、相手方に防御の機会を与えた上で、事実認定手続を重ねて2回行うということは、一見慎重な手続のようにも思います。しかし、それは一般的な行政処分について言えることでありまして、課徴金の制裁としての性格が強化されたということになりますと、むしろ本来的な制裁手続である刑事訴訟の考え方に照らして、適正な手続である必要があると思います。

そういう観点から見ますと、改正法の審判手続は、被疑者、弁護人に弁解や証拠提出の機会を与えた上で、検察官が有罪と認定して起訴を決定し、まず被告人を刑務所に送っておいてから、検察官が自ら裁判官になって事実審理を行うということにも等しいものでありまして、適正な手続とはいいがたいものではないかと思えます。理論面の問題はともかくとして、こういうような手続の場合、実務的にかなり問題が生じるのではないか、ということ懸念しております。

公取委の側で十分な証拠収集が行われて、違反事業者も公取委の判断を信頼するというのであれば、どんな審判手続でも問題は生じないわけです。

しかし、先ほど述べたような犯則調査権限の影響などもあって、公取委の証拠収集が難航して、希薄な証拠で排除措置命令、課徴金の納付命令が行われ手しまう可能性がある。それに対して、事業者側が徹底抗戦の姿勢をとるというケースも多発する可能性があります。そういう場合、いくら事前手続を設けても、事業者がとことん争おうと考えていけば、事前に手のうちを見せることになる証拠提出などを積極的に行おうとはしないのではないかと思われれます。そして、審判になってから事業者側から大量の反証が提出されて、違反事実の認定が困難になるという事態も十分予想されるどころです。課徴金が大幅に引き上げられて、制裁が格段に強化されたという現実を直視した制度設計を行う必要があるのではないかと思えます。

そこで最後に、今回の改正においても重要な問題とされた構造的な談合の解消策の問題について付言いたしたいと思えます。

概念図を1つ用意いたしました。資料4-3です。詳細は、資料4-2の方に書いております。

まず、日本の談合というのは、さまざまな構造的な要因に基づいて、公共調達全体に蔓延している1つの現象です。決して、行為者個人の意思で

行われているものではないということが言えると思います。

自由競争のベースが確立されて談合が行われるとすれば、個人主体に個人の利益のために行われるアメリカとはそこが違うのではないかと思います。アメリカで談合が行われるとすれば、言わば害虫、すなわちムシのようなもので、個人を厳しく罰することで、すなわち殺虫剤で駆除することで除去することができますが、日本の談合はカビでありまして、原因となっている湿気や汚れを取り除かない限り、表面的に払い落とししても、また同じようにはえてくるだけです。背景事情、構造的問題を解明して是正措置を講じるというカビの原因の除去が不可欠であります。

独禁法を中心とするこれまでの談合抑止策は、カビ型の違法行為に対して、ムシ型の対策を講じてきたところに、最大の問題があるのではないかと思います。これまで談合の構造が解消困難であったのは、まず談合から自主的に離脱することに伴うリスクが余りに大きいということです。つまり、摘発率が全体として極めて低いということに原因があったと思います。

構造的な談合の当事者たる企業が、摘発を受けたわけでもないのに、自主的に談合の事実や構造などを明らかにして、当局に申告するという行動をとった場合に、課徴金よりも、むしろ指名停止とか違約金、そして談合の秩序に反旗を翻した企業として、さまざまな有形無形の報復措置を受けるとということが予想されます。こういう極めて大きな談合からの離脱に伴うリスクに比較すると、摘発率が余りに低いということが言えます。仮に、控え目に見積もって、公共調達全体の半分ぐらいで談合が行われているとして、課徴金納付命令の実績額から摘発率を推計すると、せいぜい0.4%程度です。この程度の摘発率では、幾ら制裁を強化しても、実質的な摘発リスクというのは、ほとんど無視できる程度のものにしかならないと思います。指名停止、違約金もほとんどは独禁法上の措置に付随して行われるものですから、摘発率には影響しません。

このように、離脱リスクが著しく高く、他方で摘発リスクが低いという状況の下では、減免制度を導入しても、余り効果はないと思います。そして、逆に減免制度を導入したことで、申告の事実が、事実上公表されてしまうということでリスクはかえって高まるということが言えます。

摘発率の方は、同じような摘発手法である限りは、公取委の組織の体制に限界がある以上、ほとんど変わらないと言わざるを得ないと思います。そうなりますと、企業側の自主的開示へのインセンティブも余り変わらないということになってしまわないか。そのため、減免制度が導入されても、結局、談合の抑止が必ずしも十分にできない。談合の構造が解

消できないということになるのではないのではないかとと思われます。

そこで、このような構造的な談合を解消する唯一の方策として考えられるのが、一定の期間に限定して事業者が共同して自主的な事実解明と是正策をとることを求め、それに応じた事業者に対しては、制裁措置を免除するという方法です。まずそれによって、一旦談合構造をリセットすること、それによって談合の背景となっている構造を解明するとともに、談合のリセットに応じない事業者やリセット後に再度談合を行った事業者の摘発に、公取委のリソースや捜査機関のリソースを集中させることができます。

これによって、談合からの離脱に伴うリスクが一時的に大幅に低下する一方で、リセットに応じないで、談合を行うことによる摘発リスクが飛躍的に上昇することにつながり、談合構造の抜本的な解消が期待できるのではないかと思います。

このような観点からの談合抑止策を改正法施行の中で、あるいはこの次の抜本的な見直しの中で考えるべきではないかとと思われます。

総じて言えることは、「木を見て森を見ず」という言葉がありますけれども、やはりこの問題については、構造全体を見ると同時に、そして個別の事案についてきめ細かな事実認定をしていくことが重要ではないかと思えます。

しかし、残念ながら、少なくとも談合問題に対する独禁法の法運用というのは、「木も見ず森を見ず」。木の下に落ちた木の葉程度しか見てこなかったと言わざるを得ないのではないかと思います。そこに大幅な発想の転換が必要なのではないかと考えております。

以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

運用について厳しいお話もありましたが、公取委事務総局からすれば、いろんな言いたいこともあるかと思えますけれども、今日は、その辺は事務総局の方で我慢していただきまして、専ら制度論ということでお話を伺いたいと思えます。

それでは、どなたからでも結構でございますから、御質問、御意見をいただければと思えます。

談合の方と独禁法のより一般的なお話ということの2つの問題に分かれておりますので、まず最初に一般的なことについて御質問あるいは御意見を承ればと思えます。

先ほど建設業界の方からも審判手続の問題についていろいろお話がありました。これは既に改正のときに、むしろそのときに十分な議論があ

ったかと思いますが、このように一方的に批判されるとどうかなという点もあります。

宇賀委員、審判手続の事前手続と事後手続の関係の点は、改正には理由があったわけですね。

宇賀委員 従前、事前に審判という非常に慎重な手続があったわけですので、その部分だけを見ると手続が簡略化されているということは間違いないというふうに思います。ただ、事後にそのような審判手続が残っているわけです。

事前についても、排除措置命令が行われる前に手続が全くないかということそうではない。ただ、そこの改善の余地があるかどうかという点は、確かに議論のあるところかと思えます。ただ、トータルとして見て、憲法上の問題が一応クリアされ、デュー・プロセスは守られているという判断だったと思えます。

確かに、手続を慎重にすればするほど、相手方の保護にはなりますが、他方で法執行の実効性の問題が生じます。今までは、要するに手続を迅速化するインセンティブが生じないといえますか、逆に延ばせば延ばすほど、むしろ金利負担分等のメリットが生ずるといえることが、実効性を損なっていたのではないかという認識が恐らくあったんだろうと思えます。

確かに相手方の方から見れば、手続は慎重であればあるほどいいということになりますけれども、他方で法執行の実効性ということも考える必要があって、両者の要請の調和という観点から、ああいう制度設計になったのではないかなというふうに理解しております。

郷原教授 私も審判手続にはいろんな形で関与いたしましたので、実状は存じ上げているつもりです。

今までの在り方には問題があるということは確かだろうと思えます。ただ、そうかといって、本当に今回の改正後のような手続で事業者の方が事前手続の意見申述において、「はい、それでは証拠を出します」となるのかどうか。「こちらからの意見が認められないのであれば、仕方ありません」というようなあきらめ方をするかというと、そうではない。やはり実務的に考えると、事業者は徹底的に争うか、それとも認めるかのどちらかだと思えます。

徹底的に争おうとすると、かえって事前手続では証拠が出ない。そうすると、結局その後、審判になって、悪意をもって臨めば、先に払っておいて審判で勝てば、金利として大変なお金が返ってきます。これは国民の負担になるんです。そういったことも含めて実務的に考えたときにも、ちょっと理論的な問題とは別なところに問題があるのではないかというよう

な観点で考えております。

**塩野座長** まず、日野委員、それから村上委員に御発言いただきましょう。どうぞ。

**日野委員** 審判の問題はいろいろありますが、まず1点申し上げたいと思います。

それは、郷原教授の意見をサポートする観点からですが、独禁法の論理というのは確かにあるかもしれませんが、課徴金の賦課制度というのは、我が国の法律全体を通じて、統一したものであるべきです。

そこで、他の法令において、課徴金の賦課がどうなっているかということとは、例えば証券取引法の規定を見ていただくとわかりますが、これは内閣総理大臣がまずもって審判開始決定をするということになっておりまして、独禁法のように事前に意見を述べる機会を与えるという手続は規定されておられません。

審判開始決定というのは、刑事事件で言えば公訴の提起のようなものですから、きちっとした法形式を持った審判開始決定を、まずは行うべきであると思います。証取法との均衡のとれた法律の体系ということが必要であり、どちらがどちらに合わせるかという問題もありますが、少なくとも私は郷原教授が言われたように、まず冒頭に審判開始決定手続を行うべきものであるというふうに考えたいと思っています。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

村上委員、どうぞ。

**村上委員** 私も郷原教授の御指摘で、もっともな点が1点あると思います。

実際には、まだ今度の新しい制度がどう運用されて、どう使われるかというのは、はっきりしていないわけなので、それを見ないと正確には言えないわけですが、事前通知手続による、事前の聴聞手続があって、更に事後の審判制度の両方があるというのは、一見非常に手厚い手続をとっているように見えますけれども、下手をすると両方とも非常に中途半端な形の手続になりかねないのではないかと思います。ひょっとしたら、違反事実を認定する証拠がどちらにもきちんと出ないということになりかねないおそれがあるので、私はその点に不安なり、問題点はあるという指摘は正しいと思います。

その辺の話で私がお聞きしたいのは、どうするのが正しいんだということです。そこがもう一步はっきりわからなかったもので、どうすべきだというのだけをお聞きできればと思います。

**郷原教授** 本体のレジюмеの方には、少し書かさせていただきましたけ

れども、排除措置命令について、課徴金の対象となる違反行為については、確かに課徴金の制裁性を高めるということになると、今までのように先に排除措置、その後に課徴金という手続は、実態に合わないということになると思います。ですから、1回で同時にやる必要性が高まります。排除措置命令は、緊急停止命令制度という代替する手段があるわけですから、むしろ司法的なチェックを経て、執行力を付けていくという方向の方が正しいのではないかと思います。

そもそも課徴金の対象にならない行為については、そういう配慮をする必要がないわけでありまして、今までどおりの形でやってもいいわけですし、何もすべてを事前手続と事後審判という形にする必要はないのではないかと考えております。

**塩野座長** 諸石委員、どうぞ。

**諸石委員** 先ほどの御説明で、立法の際にこれは十分検討されたんだろうがという御発言がございましたけれども、私の印象から申しますと、議論の対象になったのは、課徴金の率なり、措置減免ということで、事前手続に変えるということについて、それほど議論がされたという具合には、理解しておりません。議事録で見ただけでございますが、いろんな検討会においても、その問題点が十分に検討された上で立法化されたのかという点には、疑問を持っているということを申し上げたいと思います。手続を迅速にするということは、当然の要請でございますが、ただ、その最近の状況をどう見るのか。審判請求事件が増えた、それに対して、悪徳弁護士が時間稼ぎをして引き延ばして、金利を稼いでいると、このような理解が当局の御理解のベースにあるように思います。

やはり、国民の争う権利といいますか、適正手続にのる権利ということの意識の表れが、最近の審判の増加の最大の原因ではないかと思います。審判が増えて、今の陣容では処理しにくいから、そのために事後に持っていくと。こういうような発想というのが、少し思想としての危うさを感じておるということを申し上げたいと思います。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

審判手続については、いろいろ御意見があるかと私も存じておりますが、もう一つ郷原教授の方から談合構造解消の問題について、かなり思い切った御意見も出てまいりましたので、この点について榎野さん、いかがでしょうか。

**榎野委員** 郷原先生の言うことには一理あって納得する点が多いんですけども、要するに、資料4-3を見まして簡単に言ってしまうと、今回導入された減免制度を短期間に大規模にやれということですね。そうす



ると、果たしてそんなことが私はできるのかなと、すごく疑問に感じます。今までも談合から足抜けするのが難しいのですけれども、それを短期間に区切ったからといって、みんなやるのかなといったら、それはとても難しいのかなと思います。

談合の構造的な原因というのは、極端に言ってしまえば、発注する官側のコスト意識がないことだと思えます。ですから、本当は発注者側にしっかりとコスト意識を徹底してもらおうというのが、最大の効果のある策だとは思えます。それが余り期待できないというふうになれば、これは経団連なども言っており、この点については私も賛成ですけれども、やはり官製談合防止法を強化するのが効果が大きいと考えます。そして、官側と業界を結ぶ線というのは天下りというのがあり、これも何とかしなければいけない、というのが2つ目です。

構造的な問題と言えば、建設業界で言えば、事業者が多過ぎるという問題が決定的にあると思えます。さきほどの日建連の資料にもありましたけれども、何十万社という事業者がいて、一時600万人までいたった建設業界に従事する人もピーク時から少しは下がっているんですが、公共事業の減り方に比べたら、まだまだ足りない。やはり業界が過当競争になっているという状況があるわけです。この点について申し上げますと、多少リストラが進んで、ある程度正当な競争が行われるような状況にまで業界の整理が進むのを待つしかないのかなという意識が私にはあります。

したがって、いま指摘したことを総合的にやっていかないと、談合というのはなくなるのかなと思っております。確かに時限を切って、さあ、みんなで談合を告白しましょうといっても、それは一時的に効果が出る業界はあるとは思いますが、しばらく経ったら、また元に戻ってしまうと思います。構造問題がなくなると、結局効果はないのかなというふうには私は思ったんですけれども、どうでしょうか。

**塩野座長** どうぞ。

**郷原教授** 御指摘の点は、私ももっともだと思えます。

私の意見には前提がありまして、そろそろ談合問題に真剣に取り組まないといけない。短期間にきちんこの問題に決着をつけないと、日本企業の信用に関わるという危機的な状況だという前提で考えた場合、改正法が施行されて、減免制度が導入されるものの、それだけに期待をしても、私は余り効果がないということを考えています。ですから、この時期に何か抜本的な対策をとるとすると、こういうやり方が考えられるのではないかなと思うわけです。

もう一つは、こういう方法をとるためには、やはりこういう制度に応じ

てきちんと事実を申告してこない業者に対しては、厳罰ということが絶対不可欠だと思います。それは、もう私の本家の検察などで考えなければいけない問題だと思うんですけども、そういったこととセットでやって、初めて日本の公共調達全体が一度リセットされ、まともな状態になり、はじめて欧米並みの談合の摘発が可能になるのではないかと思います。そういったことをしないで、今までどおりズルズルと談合は悪い、談合は悪くない、談合を摘発しろということも言っている、意味がないのではないかとこの前提で考えております。

**塩野座長** 村田委員、どうぞ。

**村田委員** 郷原先生がおっしゃっていることは、ごもっともだと思います。勿論、先ほど榎野先生がおっしゃいましたとおり、官製談合防止法の強化とともにいろいろな施策を総合的に実施することも必要と思いますが、併せて郷原先生がおっしゃったような施策を実施する価値はあるのではないかと思います。

たしか、平成9年に利益供与の関係で、総会屋との関係断絶が社会問題になりましたときに、警察が同じような手法を採られまして、ある時限を切って、企業が総会屋との癒着を申告して関係を清算すれば、摘発しない、過去の違反は問わないという警視庁の方針が出て、どの業界においても一気に、総会屋の排除が真剣に進み、実際にどの企業にも浸透したという実績もあったのではないかと記憶しております。それに倣って、談合に対しても、同様の施策を実施する価値は非常に大きいのではないかと考えております。

**塩野座長** 小林委員、どうぞ。

**小林委員** 今のことに関連してですが、現実に企業の側から見ますと、ここで単純に制裁が一時棚上げということだけで、本当に手を挙げるかという疑問です。実際には、今これほど資本市場で開示等について、非常に細かく厳しく言われる中ですので、リпутーション・リスクというのは非常に大きなものがあります。そして、その回復というのは相当時間がかかると思います。

ですから、別にこういったことに効果がないとは言いませんが、ただ、制裁の一時棚上げするということだけではなくて、ここで自主的な申告をすることが、その企業の将来のリпутーションをどれだけ早急に上げられるかというような、何かバックアップの制度が一緒についてないと、企業が、本当に共同申告をするかということには甚だ疑問が残ると思います。

**塩野座長** どうぞ。

**郷原教授** その点も確かにおっしゃるとおりだと思います。制裁をまけてもらったということ自体の評価が、かえってその企業に負の作用を及ぼすということも言えると思います。

ですから、逆に言えば、だからこそ一気に全面的にやって、むしろ摘発の対象にしないと、その間に自主的に業界全体で申告してきたものについては、先ほども言いましたように、これは現象なんだと。これは構造的な現象ということで、一旦容認するんだ、そのかわりに、同じようなことを期限後にやったら、今度は犯罪だという、はっきりとした区別をつければ、一時的なレピュテーション・リスクというのは、全面的に実施すれば少ないのではないかと思います。

**塩野座長** まず、小林委員、続いて日野委員、どうぞ。

**小林委員** そうなりますと、恐らく1つの企業のレピュテーション・リスクというよりは、業界団体そのものが、こういった談合のような構造を完全に排除するんだという明確な意思を併せて示すことが必要だと思います。特定の企業だけのレピュテーションで考えると非常に難しいと思います。

**郷原教授** そうということです。

**塩野座長** 日野委員、どうぞ。

**日野委員** 私はちょっと郷原教授と違う見解ですが、もともと減免制度というのは、国会での審議録などを見ますと、司法取引ではないという説明をされているわけです。

仮にこれは処罰しないから全部申告しなさいと言う。それは明らかに犯罪構成要件に該当しているのに、いわばバーゲニング(bargaining)を認めるような形を意味するわけです。我が国では司法取引では一切認められていない。これは憲法上の要請でもありますし、絶対に認められません。

アメリカでは、ジャスティス・バーゲニングですけれども、日本では絶対にそういう制度は認められませんので、課徴金制度と犯罪が成立しないということとをリンクさせるということは、我が国の制度としては絶対に認められないということを申し上げておきたいと思います。

**塩野座長** どうもありがとうございます。

いろんなところで今のようなバーゲニングは議論になっているところでございますので、御意見として重く受け止めたいと思います。

**日野委員** 逆に言うと、バーゲニングが認められるようであれば、それはもう既に刑事罰の対象にならない行為と認識されているのではないかと、ということを申し上げたいわけです。

**塩野座長** どうぞ。

**村上委員** 私は逆にアメリカの経済犯罪の摘発を見ていると、やはり司法取引というのは経済犯罪摘発の上では非常に効く調査手法であるということも間違いのない事実だと思います。将来のことは絶対と言うのではないので、経済犯罪摘発の手法としては広く考えていくべきだろうと思います。

もう一つが、郷原教授の話でアメリカとの差異を強調されましたけれども、アメリカは今そうなっているということであって、アメリカでも反トラスト法の歴史を見ますと、最高裁でカルテル・談合が当然違法だという判決が確定したのは1940年です。

そして、70年代後半からカルテル・談合をすべて刑事告発するという運用を行い、それでほぼなくなったというのが80年代後半ですから、アメリカでも違法だということが判例上明らかになって、今の状態になるまでには、40～50年の時間がかかっていることだということは認識しておくべきことだろうと思います。

**塩野座長** どうぞ。

**日野委員** 1点だけ。確かにアメリカの経済犯罪がバーゲニングによってかなり摘発されているということは周知の事実だと思いますが、これはまさにアメリカの刑事法の最も大きな特質でありまして、この点、日本との違いがこれにあるわけです。

ですから、バーゲニングを日本の刑事司法に導入しようというのであれば、相当大きな議論を行わなければならないと申し上げておきたいと思えます。

**塩野座長** よろしゅうございますか。

まだいろいろ御意見あるいは御質問はあろうかと思えますけれども、時間がまいりましたので、郷原教授、大変どうもありがとうございました。また時に応じて御意見をいただくこともあろうかと思えますので、よろしくお願いいたします。

続いて、後は事務的なことについて、お諮りしたいことがございます。

まず懇談会の今後の進め方でございますけれども、前回の懇談会で次の第4回会合については、専門調査委員の方から、諸外国の法制についての調査報告をしていただくことになっていたと思います。

しかし、それ以降の進め方について、ご相談しきれていなかったところがございます。この点について、事務局の田和次長の方から御説明いただけますか。

**田和次長** お手元の資料5でございます。今後の予定について御相談させていただきます。

11月29日に予定されております、第5回の会合では、本日に引きつい

て、懇談会の検討項目について、有識者や関係団体の方から御意見をお伺いしてはどうかと考えております。

具体的には例えば、弁護士の伊従先生や、経済法の岸井法政大学教授、業界等々からお話をお伺いしてはどうかと考えております。

ある意味でヒアリングを徹底して、年内にやっていくということを考えております。

12月15日の第6回の会合では、それまでのヒアリングを踏まえてフリーディスカッションをしていただいております。

また、ここに御出席いただいている委員の方から、今日も議論になりましたけれども、そのフリーディスカッションの検討に入る前に公正取引委員会からもヒアリングを行ってはどうかというような御提案をいただいております。いろんな幅広い説明を公取委からしていただくというよりは、先生方の具体的な問題意識を提示していただいた上で、それを踏まえて公取委からの説明を聞き、その後にフリーディスカッションをやってはどうかというような御提案をいただいております。

年明けからは年末のフリーディスカッションの結果を踏まえまして、論点整理に向けて、各論点ごとに具体的に議論検討を進めていってはどうだろうか、このようなことを考えてございます。

とりあえず、以上でございます。

**塩野座長** 資料5をごらんいただいておりますけれども、今、御説明にもありましたように、第4回会合までは一応確定ということですが、第5回会合の関連諸団体、有識者等は事務局と相談しながらいろいろ考えておりますが、特にこういう方から聞きたいということでもあれば、事務局の方にお申し出いただければと思います。

公取委事務局に、いろいろデータの的なことについて情報提供してもらいたいということはおもってもだと思っております。ただ、公取委の意見については今の段階で求めるわけにはいかないと思っておりますので、もっと基礎的なデータについて、公取委側のいろんな事情あるいは情報を教えてもらいたいということだと思っております。

田和次長、公取委からのヒアリングはどの回に入れますか。第5回、それとも第6回の冒頭ぐらいになりますか。

**田和次長** 今、申し上げましたように、事務局としては、伊従先生、岸井先生または業界団体といった候補を今、考えております。これから委員の方々から、御希望があるようだと、第5回では時間的に窮屈になりますので、そのようなときには第6回の冒頭になるかと。

**塩野座長** それから、1回の時間が2時間ではなく、2時間半コースと

どうかたちで開催できないかとも考えております。第4回からそういうことになりますか。

**田和次長** 承知しました。

**塩野座長** 第4回以降、第5回ぐらいは2時間半コースということを考えておりますので、大体そのくらいあれば収まるのではないかと思います。ほかにご要望などあれば、どうぞ事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。第5回のところでヒアリングを一応収めるというのがこの案でございます。

何か特に御意見ございますでしょうか。榎野委員、どうぞ。

**榎野委員** せっかくこういうヒアリングをやっているんですから、その独禁法に直接絡む話ですし、官製談合防止法の話をもみんなで勉強できたらいいのかなと思うんですけれども、そういうのを是非検討していただきたいと思っております。

**塩野座長** わかりました。どの段階で入れるかは、また相談させていただきます。

大体そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、こういう段取りで事務局に進めてもらいたいと思っております。

次回の日程等を事務局の方から御説明をお願いします。

**田和次長** 次回の第4回の会合については、11月18日金曜日9時半から、座長ご提案のとおり、2時間半のコースでございます。場所は本庁舎3階の特別会議室でございます。

第5回の方は11月29日火曜日9時半から。

第6回については12月15日の9時半からということでございます。

なお、本日配布資料の一番下でございますが、村田委員から参考資料が提出されておりますので、ご参照してください。

以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございます。

それでは、大体9時半から始まる時は12時までお時間を取っておいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。